

令和6年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第2回都区財政調整協議会：R7.1.8）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費の算定方法の改善	重度障害者及び高齢者の福祉増進に要する経費について、合理的かつ妥当な水準で経費設定を行うには予算額ではなく決算額を用いることが妥当だと考えるため、特別区における、フレーム対象年度の前々年度予算額に応じた経費設定から、前々年度決算額に応じた経費設定に改める等、算定方法の改善を行う。	都側提案は、予算額から決算額へ算定方法を見直すものがあるが、予算額で算定することにも合理性があると考えている。本事業について、予算額から決算額に見直す必要性について何う。 合理的かつ妥当な水準で経費設定を行うには予算額ではなく決算額を用いることが妥当であるとの発言があったが、算定にあたっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。 一方で、本事業においては、事業開始から数十年が経過していることを踏まえると、決算額での経費設定に見直すことは適切であり、合理的かつ妥当な水準であることから、都側提案に沿って整理する。	重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費について、算定を見直す。
2	生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）の見直し	中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 なお、経費が突出している区は除外して考えるべきであるが、今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難であることから、区側の指摘を踏まえ、経費突出区も含め、改めて経費を設定した。	都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区を除外した結果、対象者ベースでは約14%を除外している。よって、特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な水準とはいえないため、妥当ではない。 都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。	生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）について、算定を見直す。
3	結核予防費（一般患者医療費）の見直し	結核予防における一般患者医療に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 特例医療費について調査した結果、単価及び件数の実態が僅少であり、特例医療費を区別して算出することは困難である。なお、特例医療費も通常の医療費も手法の違いのみであり、一般患者に対する医療費であることには変わりはないことから、都案は包含する形で設定しており、妥当であると考えるが、この点について今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難である。 一方で、現行の標準区経費が過大な状態であることは早急に解消すべきであるため、区側の指摘を踏まえ、改めて経費を設定した。	特例医療費について、令和3年度から5年度においては実績が僅少であるが、今後も制度上、医療費が発生する可能性を踏まえ、特例医療費を1件残すべきと考える。 都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。	結核予防費（一般患者医療費）について、算定を見直す。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	結核予防費（入院患者医療費）の見直し	<p>結核予防における入院患者医療に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。</p> <p>特別医療費について調査した結果、令和3年度から令和5年度までの3か年において実績がなく、特別医療費を区別して算出することは困難である。なお、特別医療費も通常の医療費も手法の違いのみであり、入院患者に対する医療費であることに変わりはないことから、都案は包含する形で設定しており、妥当であると考えているが、この点について今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難である。</p> <p>一方で、現行の標準区経費が過大な状態であることは早急に解消すべきであるため、区側の指摘を踏まえ、改めて経費を設定した。</p>	<p>特別医療費について、令和3年度から5年度においては実績が無いが、今後も制度上、医療費が発生する可能性を踏まえ、特別医療費を1件残すべきと考える。</p> <p>都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。</p>	<p>結核予防費（入院患者医療費）について、算定を見直す。</p>
5	総務管理費（補償補填及び賠償金）の廃止	<p>都としては、3年ごとに清掃費の経常的経費全体を見直すという取扱いに固執する必要はなく、適時適切に見直しを行っていくべきと考えている。</p> <p>また、本経費は、平成12年度から自動車事故見舞金として算定している事項であるが、これまでの清掃費全体の見直しの中でも据置きとなっており、今年度調査を行った結果、令和元年度から令和5年度までの5か年における支給実績が3区のみであり、普遍性が認められないことから、算定を廃止する。</p>	<p>清掃費の総務管理費については、令和6年度財調協議における清掃費の見直しの中で改善を行った項目になるが、令和7年度財調協議で改めて見直しを行う理由を伺う。</p> <p>令和6年度財調協議でも述べたが、今後収集運搬体制が変わる等、各区の取組みが大きく変化する際には、複数年に渡る見直し等を都区双方で検討したいと考えているが、現時点での見直し方法については、3年ごとを基本に清掃費全体を見直すことが適当であると考えている。</p> <p>なお、支給実績のある区が少数であるという普遍性を理由に、普通交付金の算定対象から除外される本事業については、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、B-エに該当すると考える。</p> <p>自動車事故見舞金について、各区の実績を踏まえた提案となっているため、都側当初提案に沿って整理する。</p>	<p>総務管理費（補償補填及び賠償金）について算定を廃止する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	排水場に要する維持管理費の見直し（態容補正）	<p>本態容補正については、排水場の排水能力に応じた3つの維持管理費モデルを設定し、設置数に応じた額を加算するものとなっている。</p> <p>特別区の実態を確認したところ、排水能力と維持管理経費に比例関係がないことが明らかになったため、3つのモデルを排水能力区分「100m³/分以上」として1つに統合するとともに、実態を踏まえた経費設定としたが、区側の意見も踏まえ、各区の決算を精査し、改めて経費設定した。</p>	<p>排水場維持管理費について、平成13年度財調協議から見直しが行われておらず、算定と実態に乖離が生じていること、排水能力と維持管理費に比例関係がないことについて確認が取れた。一方で、都案は一部の経費を除外し経費設定を行っており、過少な算定となっていることから妥当とは言えないと考える。</p> <p>こうした区側の意見を踏まえ、経費を再設定した都側修正提案は妥当であると考えられるため、都側修正案に沿って整理する。</p>	<p>排水場に要する維持管理費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>
7	要保護準要保護児童生徒就学援助費の算定方法の改善（単位費用・密度補正）	<p>要保護準要保護児童生徒就学援助費について、特別区における前年度・前々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定から、前々年度・前々々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定に改めるなど、算定方法の改善を行う。</p> <p>なお、本提案は、数値確認における都区双方の事務負担軽減にも寄与するものである。</p>	<p>都案は、密度補正における数値の整合性を図るものであり、各区の数値確認における事務負担の軽減にも寄与することから、都案に沿って整理する。</p>	<p>要保護準要保護児童生徒就学援助費について、算定内容を見直す。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	特別支援学級等運営費（夜間学級運営）の廃止	<p>各区の夜間学級数については、普通交付金の算定に伴う数値確認において、当該学級数を確認しているところであり、単位費用化された平成12年度財調協議の合意以降、その数は減少している状況にある。</p> <p>また、夜間学級数は、中学校費（学級数）の測定単位として通常学級数に加えてカウントされており、学級の運営に要する経費については、学校運営費で通常学級分とは別に算定されているため、本事業では、夜間学級の新規設置に係るイニシャルコスト又は学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる特殊な備品の購入経費が算定されているものと考えている。</p> <p>また、今回調査した結果では、直近5か年において、イニシャルコストを計上した区は1区であり、さらに、夜間学級のみ必要となる特殊な備品も確認できなかったことから、このような都の考え方は、平成12年度財調協議における都区合意とも矛盾していないと考える。</p> <p>これらの状況や調査結果等を踏まえ、夜間学級に係る経費は、普遍的に生じている状況にないことから、本事業の算定を廃止する提案を行う。</p> <p>なお、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理するが、ここまで議論してきた内容については、引き続き検討が必要な課題であると認識している。</p>	<p>本経費は平成12年度財調協議における基準財政需要額算定の改善合理化にて、夜間学級の運営費を加算する態容補正を廃止し、単位費用化されたものであるが、その後の状況に変化があったのか伺う。</p> <p>本経費の平成12年度財調協議での単位費用化は、平成10年度に開催された都区制度改革推進委員会の税財政検討会ワーキンググループ区間配分分科会にて検討が行われ、都区で合意したものである。</p> <p>中学校費の測定単位については、平成12年度財調協議での単位費用化以前から、各区の夜間学級数が含まれていたところである。これらを踏まえると、本経費には態容補正時と同様に、ランニングコストも含めた夜間学級の運営費が算定されていると考えるのが妥当である。都側の「本事業で算定されているものは、夜間学級の新規設置に係るイニシャルコスト又は学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる特殊な備品の購入経費」という主張は、平成12年度財調協議における都区合意と矛盾するものであると考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>当該経費は測定単位に応じて算定の有無を判断するものではなく、標準区において必要な経費を基礎として算定されるものであると認識している。</p> <p>令和2年度国勢調査によれば、最終卒業学校が小学校の者は区部で約2万人存在するとされ、今後は不登校児童生徒の増加により義務教育を十分に受けられず卒業した者の受け入れや、夜間学級生徒の半数を占める外国人の増加も見込まれる。夜間学級の設置数についても減少傾向にはない中で、単純に現時点での普遍性がないという理由をもって廃止とする点においても、都側提案は妥当ではないと考える。</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

【区側提案事項】

1 都区間の財源配分に関する事項

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	児童相談所関連経費	<p>○都区間の財源配分・配分割合の考え方</p> <p>令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点から、児相に関する配分割合を議論する必要がある。</p> <p>令和2年度財調方針において、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意している。この合意文章の主旨は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではない。</p> <p>普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。</p> <p>こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。</p> <p>地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14について、「著しく異なることとなる場合」には、制度改革や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされている。</p> <p>このことから、児相の事務についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということである。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>○都区間の財源配分・配分割合の考え方</p> <p>特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案する。</p> <p>各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではない。令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではない。</p> <p>都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することは到底容認できない。</p> <p>配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨である。役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければならない。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。</p> <p>都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。</p> <p>(つづきあり)</p>

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>○児相の財調上の取り扱い 児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えている。 その上で、「特別区の児童相談所設置は複数年度にわたり漸次行われているが、この複数年度にわたる設置を一つの判断の単位としてまとめて捉えることは、大綱に定める「役割分担の大幅な変更」の適用条件として都区が整理した内容には合致しないと考えられる」と認識している。 また、「清掃事業移管における『配分割合の変更』の考え方」で、「平成12年の清掃事業移管経費は、財調算定上1,287億円となり、配分を変更しなければ大幅な財源不足が見込まれる状況であったため、配分割合を変更したものであると考えた」と、見解を示したところである。 都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、及び地方自治法施行令第210条の14といった財源保障の観点から、配分割合の変更を議論する必要があると考えている。</p>	<p>○児相の財調上の取り扱い 法令により、児童相談所設置市には児童相談所設置義務が課されるものであり、当該区では都から権限が移り、役割分担が変更されると考える。なお、国が発出している児童相談所運営指針では、児童相談所の設置権限について、その任務、性格に鑑み、都道府県、指定都市に設置義務が課されているとしている。また平成16年及び平成28年の児童福祉法の改正により、政令で指定する市や特別区も、児童相談所を設置することとされ、その場合は、児童相談所の設置義務に係る規定は、児童相談所設置市に適用するとしている。 区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識している。 都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、「大幅」なものであるかどうかは、影響額そのものの大きさによって判断するのではなく、「当該事由に係る影響額」とされていることから、児相設置という同じ事象で配分割合に影響を及ぼす規模は、年度ではなく、事象ごとに捉えるべきと考える。</p>	<p>都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。 児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。 こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。 本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。</p>

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>児童相談所関連経費 (つづき)</p>	<p>○都区間の配分割合等の変更 都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。 都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。 都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。 児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。 こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。 本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。</p>	<p>○都区間の配分割合等の変更 区側の考え方については、これまでに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承する。 なお、特別交付金については、次年度に向け、前向きな議論をお願いしたいと思うが、その点については、特別交付金の協議の中で改めて確認させていただく。</p>	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	災害対策費（在宅避難）	<p>決算額の実施区平均から標準区経費を設定するのではなく、事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考えるが、区側修正案では、都側の意見を踏まえた見直しがされており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、モデル設定の結果、家具転倒防止器具設置に係る助成事業をベースとしたものとなっている。家具転倒防止器具の設置は在宅避難対策のみならず、災害への予防対策として実施されるものであることから、震災予防対策（防災普及広報等経費）の事業区分に、家具転倒防止器具設置助成を包含する形が適当であると考えており、既存の事業区分に包含するにあたり、「家具転倒防止器具設置助成事業費」の名称とすることについて、都として異論はない。</p>	<p>災害対策費（在宅避難）について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、個別の事業の普遍性等を考慮し、標準的な事業モデルにより、改めて標準区経費を設定する。事業モデルについては、家具転倒防止器具の設置費を助成するモデルとし、実施区の標準的な補助単価と補助実績により設定する。</p> <p>なお、震災予防対策（防災普及広報等経費）の事業区分に包含することに異論はないが、家具転倒防止器具設置に係る助成事業をベースとした提案内容となったことから、既存の事業区分に包含するに当たっては、「在宅避難」ではなく「家具転倒防止器具設置助成事業費」の名称とされたい。</p>	<p>災害対策費（在宅避難）について、新規に算定する。</p> <p>なお、名称を「家具転倒防止器具設置助成事業費」とし、「震災予防対策（防災普及広報等経費）」の事業区分の中に包含して算定する。</p>
2	感震ブレーカー設置助成事業費	<p>感震ブレーカーについては、無償配布や設置費助成、またはその両方を実施する等、区によって事業の実施手法が異なる実態を踏まえると、単に決算額の実施区平均により標準区経費を設定することは妥当ではない。また、事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>感震ブレーカー設置助成事業費について、新規に算定する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルにより、改めて標準区経費を設定する。</p> <p>事業モデルについては、東京都地域防災計画における感震ブレーカーの設置目標を踏まえ、木造住宅密集地域を中心に、簡易タイプの配布及びコンセントタイプ・分電盤タイプの補助を実施するモデルとする。このうち、配布事業は、実施区の実績に基づく1台当たりの平均単価と該当地域の世帯数、目標値により設定し、補助事業は、実施区の実績に基づき、補助単価と件数の平均により設定する。</p>	<p>感震ブレーカー設置助成事業費について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	参集・安否確認システム維持管理費	決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものとなっている。また、区側修正案は、決算額を精査の上、他のシステムに参集・安否確認システムの機能が含まれる場合の維持管理費も加味した上で、標準区経費を設定しており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	参集・安否確認システム維持管理費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定する。	参集・安否確認システム維持管理費について、新規に算定する。
4	行政手続デジタル推進経費	決算額をもとに標準区経費を設定しており、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	行政手続デジタル推進経費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、経費突出区の経費を精査した上で、改めて標準区経費を設定する。	行政手続デジタル推進経費について、新規に算定する。
5	自治体システム標準化経費	区側提案は、令和6年3月に示された国のデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額を踏まえたものであるが、当該補助金の補助上限額については、令和5年度に行われた「移行困難システム等に係る移行経費の調査について（照会）」（令和5年8月4日総行デ125号）による移行経費調査の結果に基づき措置されたものである。令和6年度においても、同様の調査が行われており、当該調査結果に基づき補助上限額の増額の可能性があることから、現時点において、標準区経費の設定は時期尚早であると考え。なお、次年度以降、補助金増額の状況が明らかとなった段階で改めて協議を行うことについて異論はない。	自治体システム標準化経費について、令和7年度に限り、臨時的に算定する。デジタル基盤改革支援補助金について、令和6年11月の国の説明会において、補助金の基金の積み増しを国の財政当局と折衝中であることが示された状況を踏まえると、今回の提案において、補助金の増額の可能性を考慮することに異論はない。しかし、本事業については、国の方針に基づき、原則として令和7年度末を目標に全区で実施している事業であるため、再調整での対応を含め、標準算定すべき事業である。そのため、次年度以降、補助金増額の状況が明らかとなった段階で改めて協議を行う必要があると考える。	協議が整わなかった事項として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	公共施設LED灯切替事業費	<p>区側提案は、令和6年度財調協議において都側が指摘した「特別区におけるLED化計画の有無、LED灯切替の未実施率」を考慮したものになっている。</p> <p>しかしながら、区の工事実績から設定した単価にばらつきが見られるほか、今年度の財調協議では、区側から「投資的経費の見直し」が提案されており、本提案との重複が懸念されるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>また、令和6年度財調協議において都側が指摘した「LED灯切替に伴う電力消費量の影響」も考慮する必要があるが、投資的経費の見直し後の経常的経費の見直しにおいて、実態調査とともに、LED灯の導入による効果について検証する予定とのことであり、検証方法として妥当と考えるため、今後、経常的経費における光熱水費へ適切に反映されたい。</p>	<p>公共施設LED灯切替事業費について、新規に算定する。なお、国の計画を踏まえ、令和7年度から令和12年度までに要する経費の臨時算定とする。</p> <p>都側の意見を踏まえ、単価及び施設面積について、次のとおり設定する。</p> <p>まず、単価については、国土交通省の「令和7年度施設特別整備（特別修繕）単価」で定められた電灯設備の改設・撤去単価をベースにLED灯の改設及び蛍光灯の撤去に係る経費のモデル設定を行い、改めて設定する。</p> <p>次に、施設面積については、投資的経費との重複を考慮し、標準施設の実態面積から、財調における施設区分ごとの改築サイクルを基準に令和12年度までに改築・大規模改修を迎える施設の面積等を除くことで、投資的経費で捕捉される面積とのすみ分けを行う。</p> <p>なお、電力消費量の影響については、投資的経費の見直し後の経常的経費の見直しにおいて、見直し対象となった標準施設を対象に実態調査を行うとともに、LED灯の導入による効果について検証を行い、検証結果を考慮することを予定している。</p>	<p>公共施設LED灯切替事業費について、新規に算定する。なお、令和7年度から令和12年度までに要する経費の臨時算定とする。</p>
7	テレワーク運営経費	<p>テレワークの実施形態によっては、職員の端末関係経費が算定されている「電子計算事務費」等との重複も考慮する必要があるほか、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、既存算定項目との重複がなく、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>テレワーク運営経費について、正式導入区数が令和6年度財調協議の11区から16区に増加したことを踏まえ、新規に算定する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、経費突出区の数値を精査した上で、事業未実施区を含めた回帰分析により、改めて標準区経費を設定する。</p>	<p>テレワーク運営経費について、新規に算定する。</p>
8	安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）	<p>都補助が充当されるモデルを設定するのであれば、規模の設定に当たり、区独自で実施している補助の件数は含めるべきではないと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）について、新規に算定する。なお、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、区の補助実績と「東京都防犯設備維持管理経費補助金」及び「東京都防犯設備運用経費補助金」の補助対象経費上限額等により設定する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、モデルの規模について、区独自で実施している補助の件数を除外し、改めて標準区経費を設定する。</p>	<p>安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	区議会事務局運営費	議会総務費における「議会運営費」とのすみ分けを明確にする等、既存算定項目と重複しないよう内容を整理する必要があるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	区議会事務局運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 「議会運営費」との経費のすみ分けについて、インターネット使用料の重複が考えられるため、都側の意見を踏まえ、議員数と事務局職員数による按分を行うことで経費を精査し、改めて標準区経費を設定する。	区議会事務局運営費について、算定内容（経費全体）を見直す。
10	会計管理費（預金利子）	区側提案は、令和4年度財調協議の内容を踏まえた提案であり、標準区経費は23区平均により設定していることが確認できた。標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	会計管理費（預金利子）について、令和4年度財調協議において確認した3年に1度の見直しのタイミングとなったため、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。	会計管理費（預金利子）について、算定内容（特定財源）を見直す。
11	ひとり親家庭等生活向上事業費	区側提案は、固定費割合の設定について精査が必要であるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	ひとり親家庭等生活向上事業費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	ひとり親家庭等生活向上事業費について、新規に算定する。
12	デジタルデバйд対策事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きく、また、普遍性がない事業が含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。	デジタルデバйд対策事業費について、新規に算定する。令和6年度中に23区中21区で実施を予定しているが、事業開始から間もない区が多いこと等もあり、各区の実施方法等にはばらつきがある。特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	高次脳機能障害者支援事業費	区側提案は、普遍的ではない経費が含まれていることや、実施区平均による経費設定である点で妥当ではないが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	高次脳機能障害者支援事業費について、新規に算定する。合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	高次脳機能障害者支援事業費について、新規に算定する。
14	重層的支援体制整備事業費	重層的支援体制整備事業への移行状況を確認した結果、令和7年度には15区が実施予定であり、また将来的に普遍的な事業となることは制度上も確認できた。ただし、重層的支援体制整備事業を単に現行算定に加えるという区側提案は妥当ではない。重層的支援体制整備事業へ移行した自治体は、既存事業としては実施しない形となることから、財調上の関連事業を存置することは妥当ではなく、関連事業について、重層的支援体制整備事業の経費積算の一部に組み替える形で整理すべきである。また、高齢分野の事業について、保険料負担部分を区負担として経費設定がされていることから、精査が必要であるが、これらの都側意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	重層的支援体制整備事業費について、新規に算定する。従来は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野ごとの制度に基づいて行われる相談支援や地域づくりに対して補助金が交付されていたが、重層的支援体制整備事業に移行することにより、重層的支援体制整備事業交付金として一体的に補助金の交付を受け、事業を執行することとなる。財調における関連事業は、高齢分野は老人福祉費（介護保険事業助成費）の一部、障害分野は社会福祉費（地域生活支援事業費）の一部、子ども分野は児童福祉費（地域子ども子育て支援事業費）の一部、生活困窮分野は社会福祉費（生活困窮者自立支援事業費）の一部である。次に、重層的支援体制整備事業への移行状況であるが、現時点で11区が移行しており、令和7年度には更に4区が移行する予定である。また、令和6年度時点で4区が重層的支援体制整備事業への移行準備事業を行っており、制度上、将来的に重層的支援体制整備事業に移行することから、本事業の普遍性が見込まれるものである。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、関連事業の組み替えに伴い、児童福祉費（利用者支援事業費）は廃止、児童福祉費（地域子育て支援拠点事業）については、事業名を地域子育て支援拠点事業（都単独型）に改める。	重層的支援体制整備事業費について、新規に算定する。なお、児童福祉費（利用者支援事業費）について算定を廃止する。また、児童福祉費（地域子育て支援拠点事業）について、事業名を地域子育て支援拠点事業（都単独型）に改める。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	心身障害者福祉手当支給費	本事業は、都条例においてその範囲を定めているが、区側提案で新規に算定とする対象は、いずれも都条例の支給対象に含まれていないことから、算定すべきではないと考える。	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級所持者への手当を新規に算定する。本事業は、障害者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図ること等を目的として、各区が助成を行っているものであり、区側としては特別区の実態を踏まえて標準区経費として算定すべきと考える。特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
16	高齢者補聴器購入費助成事業費	区側提案は、標準区経費の設定に当たり、予算を用いており妥当性に欠けると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額をもとに経費設定を行ったものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行う。	高齢者補聴器購入費助成事業費について、新規に算定する。予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けるとの発言があったが、算定にあたっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額に基づいて、改めて標準区経費を設定した。次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。	高齢者補聴器購入費助成事業費について、新規に算定する。
17	生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）	区側提案は、標準区経費の設定に当たり、密度補正の影響を加味するなど、精査が必要であるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、本事業について、厚生労働省のホームページに「医療券等の送付や受け取り等のコスト・手間が軽減される」との記載がある点を踏まえ、生活保護総務費の通信運搬費等を合わせて調査し、経費に縮減の余地がないか確認すべきと考える。今回の提案時に影響を把握することが困難であることは承知したが、将来的に調査し、結果に応じて見直しを検討すべきと考える。	生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）について、新規に算定する。本事業は令和6年4月から開始された事業であることから、現時点では各区の医療券等の送付や受け取り等の経費への影響について確認することはできないが、将来的に必要なに応じて見直しをすることに異論はない。また、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
18	ヤングケアラー支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きい点や、実施区平均による経費設定が妥当性に欠けると考える。 さらに、議会総務費の職員研修費や外国人生活支援等事業費と重複する経費が含まれているため、これらの経費については経費設定から除外すべきと考える。	ヤングケアラー支援事業費について、新規に算定する。令和6年度中に23区中17区で実施を予定しているが、事業開始から間もない区が多いこと等もあり、各区の実施方法等にはばらつきがある。特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
19	要支援児保育巡回支援専門員経費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、精査が必要であり、妥当性に欠けると考える。また、事業の性質上、保育所と放課後児童クラブで個別に経費設定を行うのではなく、両施設を合わせて経費設定すべきと考える。	要支援児保育巡回支援専門員経費について、新規に算定する。本事業における各区の経費や特定財源の充当状況にはバラつきがあり、これらを踏まえて経費設定しているところである。特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
20	地域型保育等における定員未充足による減収補填事業費	区側提案は地域型保育と私立認定こども園を対象にしたものであるが、前者は単位費用、後者は態容補正で捕捉しているものであり、算定方法の違いを考慮した経費設定を検討すべきである。次に、私立認定こども園については、令和6年度当初算定における補正対象区は19区であるが、本事業の実施区は5区と少数であり、普遍性がない。 また、減収補填のスキームについても、各区でばらつきがあり、単に決算額をもとにした経費設定では、合理的かつ妥当な水準とは言えない。	地域型保育等における定員未充足による減収補填事業費について、新規に算定する。定員未充足による減収補填事業費は、多数の区で実施している普遍的な事業であり、特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行っていることから、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。よって、当該経費は、標準的な経費として妥当と考える。今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21	高校生等医療費助成事業費	<p>都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。</p> <p>これにより、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。</p> <p>昨年度の協議でも申し上げたとおり、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であることから、区側提案は妥当ではないと考えている。</p> <p>なお、令和8年度財調協議において、本事業に関する提案がなされた場合、真摯に協議を行うことに異論はない。</p>	<p>高校生等医療費助成事業費について、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、令和7年度まで臨時的に算定する。本事業は都が一方的に発表した事業であり、都の補助基準は都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されていないまま、令和5年度からの3年間について、所得制限等を設定するものとなっている。このため、都の補助基準は、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の制度を踏まえたものになっていない。</p> <p>特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により算定すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>なお、本事業における制度や財源負担のあり方は、都区で協議した結果、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担することとし、令和8年度以降のあり方については、今後別途協議することとなっていた。その後の協議において、令和7年10月からの所得制限撤廃については合意する一方で、令和8年度以降の財源については、区の負担割合が2分の1となり、財調協議において議論することとされた。については、令和8年度財調協議において、本事業を改めて提案したいと考えているため、真摯に協議に応じていただくようお願いする。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
22	放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にはばらつきがあり、医療的ケア児の受入施設数を考慮するなど、精査が必要と考える。また、放課後児童クラブ分については、現行の標準区経費において、直営や委託といった運営形態に応じた算定としていることを踏まえ、それを考慮した経費設定を行う必要があると考えるが、区側修正案は、これらの都側指摘を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	国民健康保険総務費（データヘルス計画等策定経費）	平成30年度財調協議で国民健康保険制度改革を反映させた際、法定内繰出金を標準算定としたところであるが、本経費は法定内繰出金に該当するか確認ができていない以上、標準区経費としての妥当性が判断できない。	国民健康保険総務費（データヘルス計画等策定経費）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。また、特別区の実態を踏まえ6年計画とし、毎年6分の1ずつ算定する。本計画策定経費が、法定内繰出金に該当するかどうかについては確認できていないが、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においてデータヘルス計画策定が求められており、また、国が発行している手引きでは、特定健康診査実施計画と一体で計画を策定することが強く推奨されている。区側の調査では、全区で特定健康診査実施計画と一体でデータヘルス計画を策定しており、両計画策定を併せて算定する必要があると考える。今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
24	【投資】放課後児童クラブ新設費	本事業は将来的かつ一時的な需要であり、またその実施規模も未確定であることから、本来標準区経費に馴染まない経費であると考え、放課後児童クラブの待機児童対策の重要性は都としても理解しているため、本提案について前向きに検討する。 まず、実施規模が未確定である点を踏まえ、今回の協議では令和7年度分のみを対象とすることとし、令和8年度分以降については、次年度以降の財調協議で改めて議論すべきと考える。 次に、区側提案における一人当たりの決算単価について、設定に用いた各区の実績を確認すると、施設の確保に当たって、経費が発生していない事例があるため、経費設定に当たってはこの点を考慮すべきである。加えて、各区において過去に整備した施設と令和7年度以降に整備を予定している施設における一人当たり面積に乖離があるため、ばらつきを精査した上で、それらを考慮した経費設定を行うべきであるが、区側修正案は、これらの都側意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	放課後児童クラブ新設費について、3か年分の経費を一括して臨時的に算定する。 都側の意見を踏まえ、次の点等を修正し、改めて標準区経費を設定した。提案内容については、令和7年度に生じる経費のみを臨時的に算定するものとする。一人当たりの決算単価については、新設に当たり経費の発生していない施設分を積算根拠に加えた上で、過去に整備した施設と精査を行った新設予定の施設における一人当たり面積の乖離率を乗算する等の精査を行った。	放課後児童クラブ新設費について、臨時的に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
25	障害者就労支援事業費	<p>本事業のコーディネーターの配置人数については「区市町村障害者就労支援事業実施要領」に基づき設定すべきであり、また、同要領では障害者就労支援センター1施設当たりとして、配置人数が設定されているが、各区における施設は概ね1施設となっていることから、測定単位の数値に連動しない全固定による算定とすべきと考える。</p> <p>加えて、単価についても「区市町村障害者就労支援事業補助金取扱要領」における最新単価を用いるべきと考えるが、区側修正案は、これらの都側意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>障害者就労支援事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、特別区の実態を踏まえた算定にすべきとの考えに変わりはない。しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、都側の意見を踏まえ、コーディネーター配置数について、都の「区市町村障害者就労支援事業実施要領」に基づいた配置とし、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>障害者就労支援事業費について、算定を見直す。</p>
26	介護人材確保等対策事業費	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きく、また、具体的な事業内容が精査されておらず、標準区経費としての妥当性が判断できない。</p>	<p>介護人材確保等対策事業費について、算定を充実する。本事業は全区で実施しているところであるが、各区の経費や実施方法等にはばらつきがある。特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
27	指導検査事業費	<p>区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、実施区平均による経費設定では妥当性に欠け、また、需用費を廃止して委託料で算定することとしているが、各区の実態を踏まえ、引き続き需用費として算定することが適切と考える。</p> <p>さらに、保育施設等に関する経費のうち、幼稚園を対象とした部分については、切り分けを行った上で、教育費で算定すべきと考えるが、区側修正案は、これらの都側意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>社会福祉法人に対する会計検査等の指導検査に係る経費について、特別区の実態を踏まえ算定を充実するとともに、保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について新規に算定する。合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>なお、幼稚園を対象にした経費については、教育費の「その他の教育費（人口）」において算定する。</p>	<p>指導検査事業費（社会福祉法人分）について、算定を見直す。また、指導検査事業費（保育施設分）及び教育費（指導検査事業費（教育施設分））について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	子ども医療費助成事業費	<p>区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきとの内容であるが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。</p> <p>一方で、都としても、少子化が急速に進行する中、全ての子どもの健全な育ちと子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、子どもの医療費助成について、令和7年10月からの所得制限撤廃を目指すこととした。そのため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃したいと考えるが、区側修正案は、都側意見を踏まえ、都補助の水準によるものとなっており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>乳幼児医療費助成事業費、義務教育就学児医療費助成事業費のいずれも、所得制限や自己負担金を設けずに23区全区で行っている。</p> <p>財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離している。</p> <p>所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっている。</p> <p>特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、都全域を対象とした都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考える。</p> <p>一方で、所得制限の撤廃について合意すること自体には異論はない。このため、都側の意見を踏まえた修正案を提出する。</p>	<p>子ども医療費助成事業費について、算定を見直す。</p>
29	放課後児童クラブ事業費	<p>区側提案は、過大な経費が多数含まれていることや、一部の項目において経費が適切に計上されていないこと等、一般的に精査が不足していることに加え、放課後児童クラブに関連する経費は、今年度の財調協議において、別事業としても提案がされており、一部の経費が重複している。</p> <p>さらに、区側提案は報酬等を据え置きとしている一方で、直営の施設数は減少傾向にあることを踏まえれば、報酬等についても合わせて見直すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>放課後児童クラブ事業費について、各区の実態を踏まえ算定を充実する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、区間でばらつきの大きい項目の精査や、今年度提案している別事業と重複する経費を除外した。また、報酬については、会計年度任用職員の各区の実績を踏まえ、1施設当たりの人数規模を見直した。加えて、直営の施設数が減少していることや、委託及び民設の施設数が増加していることを踏まえ施設規模についても見直し、改めて標準区経費を設定した。</p>	<p>放課後児童クラブ事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>
30	利用者負担（保育所等）	<p>本事業については、過去、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準が「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示している。</p>	<p>保育所及び認定こども園等の利用者負担の算定について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により算定すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31	私立保育所施設型給付費等	区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	公定価格の見直しによる4歳以上児配置改善加算の創設に伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。	私立保育所施設型給付費等について、算定を見直す。
32	生活困窮者自立支援事業費	区側提案は、現行の標準区経費の設定方法から、積算の考え方を変更するものとなっているが、理由を確認したところ、区の考えも理解できるものであった。 ただし、経費設定については、一部精査が必要であるが、区側修正案は都の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、本件の合意により、社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部と経費の重複が発生するため、当該経費は廃止する。また、重層的支援体制整備事業への移行対象事業については、「重層的支援体制整備事業費」の標準区経費に含めるものとする。	生活困窮者自立支援事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実・改善する。本事業は区側提案により算入したものであるが、当時の考えとして、事業開始当初であり各区が今後どの様に事業を実施していくか不明瞭な部分があったため、個別のメニューに着目し、個々に普遍性を判断する形で経費設定を行い、提案を行った。一方、事業開始から時間が経過し、「生活困窮者自立支援」という事業目的のもと、各区がその必要に応じて、個々の事業を実施している状況が定着している。それらの事業は全て、「生活困窮者自立支援」という目的のために実施しているものであることから、普遍性の判断として、個々の事業に着目するのではなく、全体として判断することが妥当であると整理したものである。 次に、内示額から実績額に変更した理由であるが、事業開始当初は各区の事業拡大傾向を迅速に反映するため、内示額での経費設定には一定の合理性があったものと考えている。しかし、内示額では、追加内示額が反映されていない場合や、未執行経費が発生している場合等、実績との乖離が生じることがある。そのため、事業開始から一定の時間が経過している、現時点においては、実績額で経費設定することが妥当であると考えたものである。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。また、本件の合意に伴い、重複が生じる社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部経費について廃止することに異論はない。	生活困窮者自立支援事業費について、算定を見直す。なお、社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部経費について廃止する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33	精神障害者退院後支援事業費	既算定事業との切り分けを行った上で、経費全般を整理しているとのことだが、精神保健福祉士を新規に雇用せず既存の人員で対応している区があり、既算定事業との重複は解消されていない。また、特財として地域生活支援事業費の補助を受けている区もあることから、精査が必要であり、現時点では算定すべきではないと考える。	精神障害者退院後支援事業費について、新規に算定する。各区への調査において、国が示す「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を踏まえ、新たに発生した経費に対象を限定しており、既算定事業との切り分けを行った上で、経費全般を整理している。今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
34	予防接種助成事業費（男性HPV）	予防接種費の算定については、例外的な場合を除き、国が予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。 本事業については、任意接種であるものの、国において定期接種化が検討されており、ワクチンによる疾病負荷が一定程度明らかとなっている点や、都が令和6年4月1日から「HPVワクチン男性接種補助事業」を定期接種化までの措置として実施している点から、例外的に算定する必要があることは理解する。 経費設定については、平成30年度財調協議に合意した「当初は想定接種率等で設定」という内容を準用して設定したものであり、合理的かつ妥当な水準であると考えられるため、区側提案に沿って整理する。 なお、次年度以降については、「HPVワクチン男性接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であり、定期接種化された際には経費全体の見直しが必要と考える。	予防接種助成事業費（男性HPV）について、新規に算定する。男性HPVワクチンの予防接種については、国において定期接種化が検討されており、男性HPVワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかとなったものの、費用対効果の結果等に関しては、引き続き科学的知見に基づいて検討が必要とされている状況にある。都は令和6年4月1日から「HPVワクチン男性接種補助事業」を定期接種化までの措置として実施している。 なお、次年度以降については、「HPVワクチン男性接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うこと及び定期接種化された際には経費全体の見直しを行うことに異論はない。	予防接種助成事業費（男性HPV）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）	区側提案は、接種対象者を18歳以下に設定しているが、標準区経費の設定に当たっては、都の補助基準である12歳以下を対象にすべきと考える。この都側の意見を踏まえた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、次年度以降について、「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことに異論はない。	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）について、新規に算定する。現時点で、法定接種化の予定がないことに変わりはない。本事業は、今年度より都において子育て支援の観点から「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」が実施されていることから、従前より助成していた区に加え、今年度より新たに10区が助成を開始し、全区で実施している。補助事業は都が特に推進している子育て施策の一環であることから、都の補助事業は今後も引き続き実施していくものであり、各区の助成事業についても、同様に継続的に実施されるものとする。これらの点を踏まえると本事業は、普遍性及びあるべき需要の観点から財調上算定すべき事業である。都側の意見を踏まえ、都補助基準である12歳以下までを対象とし、改めて標準区経費を設定した。 なお、次年度以降について、「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であるとする。	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）について、新規に算定する。
36	予防接種費（新型コロナウイルス）	当事業について、令和6年度は、国が「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」として、接種1回あたり8,300円を助成しているが、令和7年度以降の実施予定は示されていない。しかし、現時点での新型コロナウイルスワクチンを取り巻く状況を鑑み、当補助を加味して特定財源を設定することは理解する。また、区側提案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	令和6年10月より定期予防接種を開始した新型コロナウイルスワクチンに係る経費について、新規に算定する。 国による「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」については、令和7年度以降の実施が示されていないが、現時点での新型コロナウイルスワクチンを取り巻く状況を鑑み、国からの補助を加味した上で、標準区経費を設定している。	予防接種費（新型コロナウイルス）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37	予防接種費（五種混合）	平成30年度財調協議において、「今後新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率等で設定」する原則を都区で確認したが、今回の区側提案は、過去に、三種混合ワクチン及び急性灰白ずい炎から四種混合ワクチンへ移行した率等で経費設定している。 令和6年4月より定期接種化された五種混合ワクチンについては、移行期であり、既存のワクチンからどの程度置き換えが進むか、各区において想定接種率を正確に見込むことが困難である点、また、平成25年度財調協議における四種混合ワクチンと同様に移行していくことが考えられる点を踏まえると、当時の移行率等を用いて標準区経費を設定している区側提案は、妥当な水準であると考え。 なお今後は、平成30年度財調協議で都区合意した内容に沿って、1年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直すべきと考える。	令和6年4月より定期予防接種を開始した五種混合ワクチンに係る経費の新規算定並びに四種混合ワクチン及びヒブワクチンに係る経費の算定を改善する。 平成25年度財調協議における四種混合ワクチンと同様の移行状況と考えられるため、当時の三種混合ワクチン及び急性灰白ずい炎から四種混合ワクチンへの各移行率等を用いて標準区経費を設定した。	予防接種費（五種混合）について、新規に算定する。また、四種混合ワクチン及びヒブワクチンに係る経費について、算定を見直す。
38	乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）	屈折検査機器は、法定耐用年数に基づき8年と設定しているが、プリンターも同様に法定耐用年数を基に設定すべきと考える。また、看護師の単価等について、他検査に従事している職員が含まれているため、精査すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、プリンターについても法定耐用年数をもとに5年とした。また、看護師について、視力屈折検査のみに従事している職員をもとに単価等を見直し、改めて標準区経費を設定した。	乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）について、新規に算定する。
39	心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）	本事業は、過去、都側から偏在性等の観点を指摘しており、平成4年度の新規算定以降見直しがなされていないが、今回の区側提案は、偏在性の解消も検討した上で、単に決算額から設定するのではなく、単価や時間数ごとに分析し経費設定を行っており、設定方法については、概ね妥当なものとする。 しかし、経費設定に当たって、23区総体で100%を超えるべきではなく、その点は精査すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）について、算定を充実する。本件は、平成4年度の新規算定以降、見直しがなされておらず、現行算定と区の実態とで乖離が発生しているものである。偏在性等の状況については、過去の財調協議時点と比較しても大きな変化はない。しかし、現行算定では、特別区全体での充足率が不足している。かつ、今後偏在性が解消するという見通しもないことから、今回改めて提案したものである。今回の経費設定については、単に決算で経費設定するのではなく、各区の実績を踏まえたモデルにより、標準区経費を設定したものである。都側の意見を踏まえ、経費突出区を除外する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40	環境施策推進費（低炭素型社会推進費）	都において、令和6年度から「区市町村との連携による環境政策加速化事業」が実施されており、本補助事業を標準区経費において設定する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	低炭素型社会推進費における太陽光発電システム導入補助等の各補助金の単価及び件数について、特別区の実態を踏まえ算定を充実する。都側の意見を踏まえ、補助事業の対象と考えられる省エネ設備導入補助の「遮熱性・断熱性塗装」及び「LED照明」について、特定財源を設定した。	環境施策推進費（低炭素型社会推進費）について、算定を見直す。
41	予防接種費（子宮頸がん）	区側提案は、接種率について、新規算定後1か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられることから、区側提案に沿って整理する。	予防接種費（子宮頸がん）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和5年度実績をもとに設定する。	予防接種費（子宮頸がん）について、算定を見直す。
42	予防接種費（ロタウイルス）	区側提案は、新規算定時の見直し方法である接種対象者数の増加割合に応じて事務費を算出する方法で経費設定をされており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 なお、事務経費について、令和3年度財調協議において、「新たな定期予防接種が追加される際には、各区の想定接種率で算定するが、その後3か年度の実績が判明した段階では、接種率に合わせ事務費についても適切に見直すこと」、「3年以内に新たな予防接種が追加された場合は、既に算定されている予防接種にあわせて事務費の見直しを行うこと」と整理したが、近年、定期的に予防接種費に関する区側提案がされており、その都度事務費を見直す機会があることを踏まえると、3か年実績ごとに事務費全体を見直すことは、事務負担の観点からも望ましくないと考える。 ただし、事務費全体の見直しが不要なのではなく、新たな定期予防接種が追加されない時など適当なタイミングで見直しを実施することが必要である。	予防接種費（ロタウイルス）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和3年度から5年度実績をもとに設定する。 令和7年度財調協議では、3か年度実績による見直しである本事業と、新規算定である「新型コロナウイルス」、「五種混合」を同時に提案しており、新規算定時と3か年度実績での見直し時で異なる手法で算定している事務費について、二つの見直しを同時に実施することは困難である。そこで、令和7年度財調協議においては新規算定時の見直し方法である接種対象者数の増加割合に応じて事務費を算出する方法で対象の3ワクチンに係る事務費を設定した。	予防接種費（ロタウイルス）について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
43	【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）	標準区経費の設定方法については、令和5年度財調協議における「決算額のみに着目し、標準区経費を設定している区案は妥当ではない」とした都の考えを踏まえたものであり、妥当であると考え。 また、昼間人口比率による態容補正の新設については、事業の性質・経費と昼間人口との関係を分析し、高い相関があることを確認できたことから、必要と理解する。 なお、委託における時間単価については、各区の経費にばらつきがあることから、精査する必要があると考え、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	環境事業推進費に係る路上喫煙等巡回指導委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。また昼間人口において高い相関があったことから、昼間人口比率による態容補正を設定する。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）について、算定を見直す。
44	【態容補正】資源回収事業費（委託料）	令和6年度財調協議において、「単に発生した経費の実額をそのまま算定する区案は妥当ではない」、「標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を補正化するのであれば、容器包装プラスチック以外の資源回収に係る経費も、標準区経費としての設定が妥当であるのか検証が必要」との考えを示した。今回の区側提案について、令和6年度財調協議の協議内容を踏まえたものとなっているが、態容補正の精査が必要であり、決算額と算定額が乖離しないよう、一部地域で実施している区等を含めて経費を設定すべきと考える。	資源回収事業費のうち、製品プラスチックに係る資源化経費について、各区の実態を踏まえ、態容補正により新規に算定する。 本提案は、態容補正の算定額を実額ではなく、令和5年度におけるプラスチックの資源化委託経費及び資源量に基づいた単価とプラスチックの資源化委託のうち製品プラスチックの経費比率を設定し、各区の資源量の実績を乗算することで、製品プラスチックの資源化委託経費を算定している。また、態容補正による算定額は、製品プラスチックのみを対象としていることから、令和6年度財調協議の内容を踏まえたものとなっている。 区側としては、経費設定を行うに当たり、1年と通して区内全域で事業を実施している区のみを対象とすべきと考えており、年度途中から実施した区を含めた経費設定とすべきでないと考え。 しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。
45	最終処分委託料	埋立処分委託料は、令和5年4月にも改定が行われ、令和6年度財調協議において反映した。しかし、同改定は、正式決定までの暫定措置であり、その後、令和6年度以降分について正式決定となったため、令和6年4月にも改定が行われた。 区側提案は、最終処分委託料の改定を反映した見直しとなっていることから、区側提案に沿って整理する。	最終処分委託料について、令和6年4月の埋立処分委託料の改定を踏まえ、算定を改善する。	最終処分委託料について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
46	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）	標準区経費の設定根拠となる各区の決算額にばらつきがあることから、経費設定の方法について精査が必要と考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。都側の意見を踏まえ、回帰分析の対象区を精査し、改めて標準区経費を設定した。	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）について、算定内容（委託料）を見直す。
47	地域公共交通会議運営費	区側提案は、標準区経費の設定に当たり、報酬単価等を経費未発生区も含めた23区平均に基づき設定しており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	地域公共交通会議運営費について、新規に算定する。	地域公共交通会議運営費について、新規に算定する。
48	交通災害対策費（自転車走行空間整備事業費）	区側提案は、決算額のみに着目し標準区経費を設定しているが、本事業については新規整備を内容とするものであるため、標準区経費の設定に当たっては、事業完了年度や総事業規模等を踏まえた内容にすべきと考える。また、自転車走行空間整備事業について、事業としての普遍性はある一方、各区の地理的条件や事業量等の差異があることを踏まえると、態容補正による算定は一定の合理性があると考え。既存の態容補正を活用した区側修正案は、算定の簡素合理化の観点も踏まえられており、また、道路新設・拡幅事業等と同様に前年度実績の4分の3を態容補正による算定額とするなど、態容補正による算定内容として、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	自転車走行空間整備事業費について、新規に算定する。都側の意見を踏まえ、各区の事業計画や実施状況を改めて確認したところ、区交通状況や道路状況等の違いから、目標整備量や年度事業量及び進捗率にばらつきがあることが分かったため、標準区経費による算定ではなく、行政の質量差等を反映できる態容補正による算定を改めて提案する。態容補正による算定に当たっては、道路橋りょう費の態容補正（I）で加算される項目に加えるものとし、財調算定年度における前年度実績の4分の3を算定する。また、各区の事業計画の終了年度を踏まえ、令和13年度実績を算定基礎とする令和14年度財調までの算定とする。	自転車走行空間整備事業費について、態容補正により新規に算定する。
49	建築行政費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、一部の経費については、区間のばらつきが大きいと精査が必要と考える。また、固定費割合については、現行の設定を踏襲しているが、特別区の実態を踏まえた経費全体の見直し提案であれば、固定費割合の変更の必要性も検討すべきと考えるが、区側修正案は、これらの都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	建築行政費について、特別区の実態を踏まえ、報酬を除いた経費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。都側意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	建築行政費について、算定内容（報酬以外）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
50	放置自転車等対策事業費	決算額をもとに標準区経費を設定する場合、区間のばらつきが大きい一部の経費については精査が必要と考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	放置自転車等対策事業費について、特別区の実態を踏まえ、報酬を除いた経費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。本事業においては、近年、放置自転車の撤去に加え、放置禁止区域内での指導を強化する等、放置自転車対策を充実させていることから事業費が増加している。一方で、対策の充実に伴い、放置自転車数が減少しており、放置自転車数と連動する特定財源について、縮減の見直しを提案するものである。 都側意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	放置自転車等対策事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
51	【単位費用】【態容補正】都市計画事務費(都市整備調査委託)	令和2年度財調協議において、都区で確認した通り、区が実施する「市街地再開発に向けた現況調査や基本方針、資金計画作成等」は都市計画事務費で捕捉されている経費である。そのため、「市街地再開発に向けた現況調査や基本方針、資金計画作成等を準備組合が円滑に実施する」ことを目的とした「助成金等」も含めて、標準区経費を設定することができないか検討すべきと考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	都市計画事務のうち、都市整備調査委託に係る経費について算定を充実し、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等について、態容補正により新規に算定する。 都側から、令和2年度財調協議における都区で確認した内容について言及があったが、区側の認識に変更はない。都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等の助成目的・内容については、市街地再開発に向けた現況調査や基本方針、資金計画作成等を準備組合が円滑に実施するためのものである。都市計画事務費の標準区経費の設定に当たり、準備組合への助成金等が積算根拠に含まれていないことから態容補正による算定を提案している。 都側の意見を踏まえ、市街地再開発準備組合への助成金等については、補助目的が標準算定されている事業を実施するためのものであることから、都市整備調査委託に含めて、標準区経費を設定する。	都市計画事務費について、算定内容（委託料）を見直す。
52	【態容補正】自転車駐車場維持管理費	区側提案は、指定管理者制度を導入している駐輪場以外の決算額をもとに経費設定しているが、一部の区では、指定管理者制度の導入を積極的に進めており、制度導入済の駐輪場と未導入の駐輪場に係る全体面積を比較すると概ね同規模となっているため、経費設定に当たっては、制度導入済の駐輪場に係る決算額も加味する必要があると考える。 併せて、決算額については、区間のばらつきが大きいため精査を行うとともに、過去の協議結果も踏まえて経費設定すべきと考えるが、区側修正案は、これらの都側の意見を踏まえたものであり、態容補正による算定内容として、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	自転車駐車場維持管理費について、自転車乗入台数の減少を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、態容補正の算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、指定管理者制度を導入している自転車駐車場に係る経費を含め、改めて態容補正の算定内容を設定した。	自転車駐車場維持管理費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
53	【小・中学校費】 学校運営費（学習状況調査費）	令和4年度財調協議において、国が小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施する調査と区が独自に行う調査は同一の目的があると判断したところであるが、今回の協議において、区側から国及び区の調査目的の違いについて示され、一定程度異なることを確認した。 一方で、両調査の出題される問題は異なるが、学習状況調査であることは変わらず、内容が類似する国の調査が実施されている状況であることから、「あるべき需要」の判断に当たっては、他自治体の実施状況を踏まえる必要があると考える。しかし、区側からは、他自治体の実施状況が明示されず、算定の妥当性を判断することができない。	学習状況調査費について、新規に算定する。 国調査は小学校6年生及び中学校3年生のみを調査対象としており、義務教育の最終学年における学力等の状況を把握・分析することによって、全国的な教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図るものである。一方で、提案している区調査は小学校4年生から中学校3年生までを対象に、毎年調査を実施するものである。これにより、国調査とは異なる目的である「習熟度の経年比較を行い、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導につなげること」が可能となる。令和2年度から開始となった新学習指導要領では、これまで以上に「個別最適な学び」の充実が求められており、区調査の目的はこうした現状にも即したものである。 他自治体の実施状況をもって、判断されるべきものではないと考える。 区側としては、「特別区」における標準的にかかる経費として、各区の決算等から提案を行っている。一方で都側は、特別区以外の自治体の実施状況が明確ではないことのみをもって、標準区経費として妥当性を判断することができないとしている。区側としては、特別区の実績、普遍性等が確認できる状況であれば、十分妥当性を判断できると考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。
54	【小・中学校費】 学校職員費（区費非常勤栄養職員）	都としては、学校給食における安全・衛生管理の重要性については、認識をしているところであるが、栄養教諭等は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、学校における標準的な配置人数が設定されている。 この点について、令和5年度財調協議でも述べたとおり、栄養職員に係る経費については、特別区の実態ではなく、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えている。	完全給食単独実施校について、栄養職員を含む栄養教諭等が各校1名配置となるよう、区費で栄養職員を配置しているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。 栄養教諭等については、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する除去食等のきめ細やかな対応が必要であり、学校給食における安全・衛生管理の観点から、各校1名配置が必要と考える。普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で配置している栄養職員を算定すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55	【小・中学校費】 学校給食費保護者負担軽減事業費	区側提案は都補助事業の交付申請の考え方に沿った内容としているが、算定額が都補助の水準を上回っており、経費設定の方法について精査する必要がある。 こうした都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であると考ええる。 なお、学校給食費の無償化は国の責任と財源で実現すべきものであることから、当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定とすべきである。	学校給食費保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、最新の変更交付決定額を用いる等、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。 区側としても、本来は国の責任で行うべき事業であると考えている。子育て世帯における経済的負担の軽減や子育てしやすい環境づくりのため、各区が実施する必要があると考えて行っているものとの考え方に変わりはないが、都補助事業に沿った経費設定となっていることを踏まえ、終了時期について都案に異論はない。	学校給食費保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。
56	コミュニティスクール運営費	区側提案は、コミュニティスクール以外の経費が一部含まれるなど、標準区経費の精査が必要である。さらに、学校運営協議会の設置場所は、基本的に学校単位となることから、小学校費、中学校費ともに測定単位を学校数とすることが妥当であると考ええる。 こうした都側意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	コミュニティスクール運営費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費の精査及び測定単位の変更を行い、改めて標準区経費を設定した。	コミュニティスクール運営費について、新規に算定する。
57	私立幼稚園要支援児対応経費	私立幼稚園が実施する障害児の受け入れに対して、都は、既に私学助成等による運営費補助を実施している。 区側提案の内容は、当補助の上乗せとして、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っている事業に係るものであるが、私立幼稚園要支援対応においては、都補助事業が合理的かつ妥当な水準であるため、区側提案は財調上の「あるべき需要」でないと考える。	私立幼稚園要支援児対応経費について、新規に算定する。 私学助成の特別補助（特別支援教育経費）として実施されている都補助事業については、園児1人当たりの単価が年額784千円となっており、実際の要支援児受入れに必要な加配職員人件費等の経費を満たすことができていない。 また、都補助事業は対象となる障害児の要件が厳しく、昨今の要支援児教育に対する関心の高まりなどを背景とした現場の実態に則していない。こうした中で、特別区では23区中18区が私立幼稚園設置者に対する補助事業を実施しているところであり、こうした現状を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきであると考ええる。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
58	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	都事業については、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であり、「合理的かつ妥当な水準」であると考えます。 そのため、都事業の上乗せとして実施している本事業は、財調上の「あるべき需要」ではないと考えます。	私立幼稚園（新制度未移行園）等に通う園児の保護者における経済的な負担を軽減し、公・私立幼稚園間の負担格差の是正を図るために実施している区単独の保育料補助及び入園料補助について、新規に算定する。 都内平均保育料が制度開始からの5年間で約5万円増加している一方で、都事業の補助額は制度開始時から据え置かれている。 特別区では、都事業では不足している額を補完し、保護者負担を軽減するために事業に取り組んでいるところであり、都基準ではなく特別区域におけるサービス水準を基準財政需要額に反映すべきと考えます。	協議が整わなかった項目として整理する。
59	電子書籍サービス事業費	区側は、本事業を新規事業として提案しているが、現行算定している図書館管理費と関連する事業と考えられる。また、各図書館において導入するサービスではなく、全固定での算定となることから、図書館管理費のうち、図書館管理運営費（中央館分）で算定すべきと考えます。 次に、標準区経費の設定において、実施区のみ平均としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。 こうした都側の意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、本事業は図書館管理費と関連する事業であることから、各区の紙書籍数の増減を確認し、減少傾向にある場合には、図書館管理費と一体的に見直しを図るべきと考えます。	電子書籍サービス事業費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精査し、図書館管理費のうち、図書管理運営費（中央館分）で改めて標準区経費を設定した。 本事業は非来館型のサービスであり、来館型のサービスを前提とした現行算定の図書館管理費とは異なる経費である。今後、本経費の見直しに際しては、各区の紙書籍数の方針が変わらない限りにおいて、他の図書館管理費と切り分けて検討すべき事業であると考えます。	電子書籍サービス事業費について、新規に算定する。 なお、「図書館管理費」の中で算定する。
60	パラスポーツ推進事業費	各区の実施状況から、事業自体の普遍性は確認ができたが、各区の決算額にばらつきがある。また、標準区経費の設定において、実施区のみ平均としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。 こうした都側の意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	パラスポーツ推進事業費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、都の「区市町村スポーツ実施促進事業費補助金」におけるパラスポーツ推進事業の補助実績に基づき、改めて標準区経費を設定した。	パラスポーツ推進事業費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
61	<p>【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費）</p>	<p>区側提案は、国のGIGAスクール構想第2期における制度改正を踏まえた暫定的な対応として、経費設定を新たな国補助上限額に更新するものであり、また、同制度改正に伴う端末の予備機の15%について、地方交付税措置が確認できたため、区側提案のとおり整理する。 なお、教育用コンピュータの単価については、国補助廃止年度の翌年度より、補助金相当額を上乗せすべきと考える。</p>	<p>児童・生徒一人一台の教育用コンピュータ整備費について、算定を充実する。 区側は現行の端末単価について、単に国補助単価上限額が設定されているということだけを理由に、区の実態を踏まえない単価設定がされていると考えている。 GIGAスクール構想第2期における都の共同調達を踏まえた見直しまでの暫定対応としては、端末単価を新たな国補助上限額に更新すると同時に、予備機分についても国補助上限の15%に設定したところである。 なお、国資料では、「15%の予備機を含め、端末整備・更新に係る経費に対する3分の2の国費支援がされている。この際、上記整備・更新費用の地方負担分3分の1について、令和6年度地方交付税措置が講じられている。」とされている。 国補助廃止年度の翌年度に、補助金相当額を単価へ上乗せすることについて、異論はない。</p>	<p>学校運営費（教育用コンピュータ整備費）について、算定内容（使用料及び賃借料）を見直す。</p>
62	<p>【小・中学校費】 学校運営費（自動車借上等）</p>	<p>区側提案は、改定時期を踏まえ、令和6年度決算見込額を使用し、標準区経費を設定しているが、決算見込額では妥当性に欠けるため、契約額で経費設定を行うなど、精査が必要である。 こうした都側の意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、本来であれば、決算額を使用すべきと考えるが、令和7年度秋頃の公示運賃の改定を踏まえ、再度提案を行うとしていることから、合意する。</p>	<p>学校運営費の自動車借上等に係る経費について、令和5年8月に施行された国土交通省の貸切バス公示運賃改定を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、改めて令和6年度契約額で経費を精査し、標準区経費を設定した。 貸切バスの公示運賃については、「2024年問題」への対応等を踏まえ、国土交通省が令和7年秋頃に再度の見直しを行うとしている。次回の公示運賃改定の影響が明らかになった段階で、改めて協議を行う必要があると考える。</p>	<p>学校運営費（自動車借上等）について、算定内容（使用料及び賃借料）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
63	【小・中学校費】 学校職員費（スクールカウンセラー報酬）	区立小・中学校のスクールカウンセラーについては、都費負担により全校分の配置をしていることから、都の配置を超える経費については、各区が政策的な判断で行っているもので、基準財政需要額として算定すべきではないと考える。	小学校費の学校職員費のスクールカウンセラーに係る経費について、配置校数を全校とし、算定を充実するとともに、中学校に係るスクールカウンセラーの配置経費を新規に算定する。 区費スクールカウンセラーの配置状況については、平成29年度財調協議時点では小学校が15区及び中学校が14区であったところ、今回提案ではそれぞれ18区及び19区に拡大している。また、配置割合を増やした区も小学校で4区及び中学校で2区存在することから、配置状況の区間の乖離は縮小している。 加えて、平成29年の学校教育法施行規則の改正により、スクールカウンセラーについてはその職務が法律上においても新たに規定されたところである。近年は全国的な不登校児童・生徒の増加を受け、国も「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」等を発出したところであり、スクールカウンセラーの役割は以前にも増して重要となっている。 こうした現状を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきであるとする。	協議が整わなかった項目として整理する。
64	【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）	区側提案は、部活動指導員を単独で見直す提案となっている。部活動指導員と部活動講師が、別の職種であることは都としても認識しているが、業務内容は類似していることから、見直しに当たっては、両者の活用状況も確認する必要があると考える。 なお、部活動指導員の経費設定に当たっては、都の補助事業が実施されており、この都補助単価が合理的かつ妥当な水準であるとする。	部活動指導員報酬に係る経費について、算定を充実する。部活動指導員と部活動講師は業務内容が類似するものの別の職種であり、各区の実施状況に応じて任用している。令和4年度財調協議では、部活動指導員報酬と部活動講師謝礼について提案を同時に行ったものの、後者のみ不調となっていることを踏まえると、必ずしも同時に見直しをしなければならない事業ではないと考える。部活動指導の資質向上や教職員の負担軽減等の観点から、部活動の地域連携を各区推進しており、その過程で部活動指導員も増加しているため、本件について充実の提案を行っている。 しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
65	教育相談事業費 (いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬)	いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員については、不登校児童・生徒数が増加している状況を踏まえ、見直しは妥当と考える。 なお、標準区経費の設定方法については、実施区のみ平均や回帰分析としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。 こうした都側の意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	教育相談事業費のいじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員に係る経費について、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	教育相談事業費（いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬）について、算定内容（報酬）を見直す。
66	音楽鑑賞教室	本事業は、平成30年度財調協議において、区側から見直し提案がなされ、協議不調となった事業であるが、平成30年度財調協議以降における状況の変化として、「芸術文化に触れる機会を増やすための取組を積極的に推進」していることが確認できた。 また、区側提案は、実施区のみ平均としていることや各区の実施状況にばらつきが見られ、精査が必要であるが、都側の意見を踏まえた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	音楽鑑賞教室に係る経費について、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、音楽以外の芸術鑑賞も含めて標準区経費を設定したことから、事業名を「音楽鑑賞教室」から「芸術鑑賞教室」に変更する。	音楽鑑賞教室について、算定内容（経費全体）を見直す。 なお、事業名を「音楽鑑賞教室」から「芸術鑑賞教室」に変更する。
67	放課後子ども教室推進事業費	令和6年度財調協議でも述べたとおり、現行算定は、平成26年度財調協議において、「本事業が国及び都補助事業であることを鑑みて、算定対象人数、日数及び時間についても一定の基準が必要であることから、今後も制度改正等を含め、都補助基準額積算の考え方に則って適宜変更していくことが適当である」として合意したものである。 都補助基準額積算は東京都全体の状況を踏まえて設定されているものであり、都としては、この基準に沿った経費設定が妥当であると考え。	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに算定を充実する。 前回の合意から10年が経過したところであるが、平成26年度財調協議時点では39.5%だった充足率が、令和5年度決算では11.9%となっていること等を踏まえると、区の事業実態を踏まえた見直しを行うことが妥当である。 平成26年度財調協議時と同様に、現行は都の補助基準額に据え置かれている財調算定を、都補助制度の補助対象経費ベースの数値に見直すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
68	スポーツ推進計画 策定経費	区側提案は、標準区経費の設定方法について、計画策定区 のみの決算平均を取っていることなどから、精査が必要で あると考える。 こうした都側の意見を踏まえ、標準区経費を再設定した区 側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側 修正案に沿って整理する。	スポーツ推進計画の策定に係る経費について、算定を充実 する。 現行算定については平成31年度財調協議時点での特別区 の実態を踏まえ10年計画としたが、各区が参酌していた国の 第1期スポーツ基本計画についても10年間程度を見通した計 画とされていたところである。その後の国の第2期及び第3 期スポーツ基本計画は5年間の計画とされており、特別区 の実態としても前回協議時と比較して5年間の計画とする区が 増加している状況にある。については、国の第3期スポーツ基 本計画の計画期間を参酌し、区側提案の計画期間について も5年と設定した。 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、 経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	スポーツ推進計画策定 経費について、算定内 容（経費全体）を見直 す。

3 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	都区連携経費	<p>1点目の「災害対応等経費」についてである。 「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」については、既存算定との重複も懸念されることから、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。</p> <p>「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」、「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」は、標準区経費の設定方法について精査すべき点があり妥当ではない。都の地域防災計画では、2030年度までの目標として「自助の備えを講じている都民の割合100%」、「全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保」を掲げていることから、2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定にすべきと考える。その点を踏まえ、区側提案の対案として、都の修正案を提示する。</p> <p>2点目の「少子化対策経費」についてである。 「地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要」については、個別に区側提案がなされているところであり、その中で議論すべきと考える。なお、仮に地方交付税と同水準を算入するのであれば、既存経費との重複も懸念されるため、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。</p> <p>3点目の「脱炭素関係経費」についてである。 「ゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る需要」については、今回の財調協議で提案している「投資的経費の見直し（建築工事）」における「環境配慮対策費」が該当すると考えられ、今年度は当該経費の算入可否について議論すべきである。</p>	<p>将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう次の3点について提案する。 1点目は「災害対応等経費」についてである。 在宅避難が可能な環境を整備するための特別区における需要を想定している。 また、避難所の環境整備や受援体制の強化のための特別区における需要を想定している。 さらに、水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための特別区における需要を想定している。 2点目は「少子化対策経費」についてである。 地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要を想定している。 3点目は「脱炭素関係経費」についてである。 ゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る特別区における需要を想定している。 今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、「災害対応等経費」における「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」、「少子化対策経費」、「脱炭素関係経費」については、協議が整わなかったものとして整理するが、今後も、引き続き議論をしていきたいと考える。 区側としては、目標年次を設定し、時限的に算定すべきとする都側の趣旨は一定程度理解できることから、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」および「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」については、「2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定」とする都側修正案のとおり整理したいと考える。</p>	<p>都区連携経費について、新規に算定する。 なお、「災害対応等経費」における「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」および「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」以外については、協議が整わなかった項目として整理する。</p>

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し	<p>現在、財調算定されている報酬経費については、事業ごとに、交付税の算入基準や都施策の基準、特別区における事業の実施状況などを含め、都区で協議した結果、設定した単価・規模である。単価は、需要額を構成する一つの要素に過ぎず、本来は、規模等を含め、需要額の全体を見た上で見直すことが妥当であると考ええる。</p> <p>しかし、区側発言のとおり、一部の職種においては最低賃金を下回る状況であり、都としても単価を是正する必要があることは理解する。</p> <p>今回の区の調査結果を確認すると、各区の職種別の報酬額にばらつきがあり、当該調査結果をもとに設定した報酬単価は合理的かつ妥当な水準と言えず、最低賃金を上回るよう、現行単価のもととなった都単価等を最新の数値に置き換える形で見直すことが妥当と考ええるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったことから、報酬額に勤勉手当を反映させる。また、勤勉手当等の基礎となる報酬月額について、現行の財調単価と特別区の実態が乖離しており、一部の職種においては最低賃金を下回る状況となっていることから、特別区の実態を踏まえ見直しを行い、算定を改善する。</p> <p>報酬単価の設定に当たっては、令和5年度に総務省が実施した調査における各区の職種別の報酬額の回答を、令和6年度の状況に更新することで設定する。</p> <p>また、通勤手当については、報酬単価から切り離して設定し、金額については、正規職員との権衡を考慮し、財調上の正規職員の通勤手当額を参考に設定する。</p> <p>会計年度任用職員は、各区において区長等を任命権者として任用しており、その報酬額は、正規職員の給料表を基礎として設定するなど適切に管理していることを踏まえると、都の単価ではなく、特別区の実態を踏まえて設定する単価が合理的かつ妥当な水準であると考ええるが、一部の職種で報酬単価が最低賃金を下回る水準となっていることは解消しなければならないと考える。そのため、今回は都側の主張に沿って、都の単価をもとに報酬単価を設定する。</p> <p>併せて、期末・勤勉手当の支給月数について、令和6年特別区人事委員会勧告の内容を踏まえた月数に修正し、改めて標準区経費を設定する。</p>	<p>会計年度任用職員の単価について、算定を見直す。</p>
3	定年引上げに伴う標準給の見直し	<p>区側提案は、新たな職層区分を設けることで、定年引上げの影響を反映させるものであり、妥当であると考えられることから、区側提案に沿って整理する。</p>	<p>「国家公務員法等の一部を改正する法律」の施行による定年の段階的引上げの実施に伴い、60歳に達した職員の給与水準が新たに設定されたため、標準給に定年引上げによる影響を反映し、算定を改善する。</p> <p>標準給については、7区分の職層別に標準給を設定し、職層別の職員構成比を乗じた累計により、統合標準給として設定している。</p> <p>定年の引上げに伴い、基本給を従前の7割とする職員が発生することとなり、現行の職層区分では捕捉できないことから、新たな区分を新設し、標準給と構成比を設定することで、統合標準給にその影響を反映する。</p>	<p>標準給について、定年引上げに伴う見直しを行う。</p>

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）	<p>投資的経費については、平成25年度財調協議で全体的な見直しを行って以来、大きな見直しを行えていないため、都側としても、現下の社会・経済状況や各区の実態等を踏まえた見直しの必要性を認識している。</p> <p>令和5年度財調協議において、投資的経費の見直しに関する区側提案がなされたが、標準事業規模や単価設定の方法等について、検証が不足しているという課題を都から提示し、全体的な見直しは不調となっている。</p> <p>今回の区側提案は、令和5年度財調協議の結果等を踏まえ、需要費全体を検証した上で、取りまとめたものとのことであるが、区側提案のうち改築単価について、「標準建物予算単価」を用いた現行モデルと比較し、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととしているが、3つの理由から妥当ではないと考えている。</p> <p>まず、単価設定に用いている各区工事実績の決算額について、1㎡当たりの単価を確認すると、一例ではあるが、公衆便所の外構工事費は4万円から1,123万円と、約281倍もの開きがある。本事例以外についても、工事ごとの決算額にばらつきがあるため、これらの単価差の検証および精査がされていないデータを基にした区側提案は妥当ではない。</p> <p>次に、区側提案は決算を基礎とした単価に、今後見込まれる需要として、週休2日対応費などの補正を乗じることとしている。各区では既に週休2日に対応した工事を実施しており、決算額もそれを踏まえた金額となっているため、決算額と補正で内容が重複している。</p> <p>最後に、区側提案では単価設定に、各区の実態である決算額を用いることとしている一方、年度事業量は実態ではなく、長寿命化を導入している学校校舎を除き、現行の設定である「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等による数値で据え置くこととしている。</p>	<p>投資的経費の建築工事単価については、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっている。</p> <p>今年度の区側提案は、過去の協議の協議結果等を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものである。</p> <p>第一に、標準事業規模については、改めて費目ごと・施設ごとに検証した結果、概ね充足していることが確認できたため、今回も提案を見送る。</p> <p>第二に、年度事業量のうち、学校の校舎については、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案する。また、改修の回数については、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定している。なお、その他の施設については、現行の年度事業量の設定を据え置く。</p> <p>第三に、改築単価については、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととする。現行モデルの検証を行ったところ、校舎における1㎡当たりの単価について、決算単価と現行モデル単価の間に10万円以上の乖離が生じていることから、改めて各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案する。さらに、今後見込まれる需要として、資材価格等の急激な高騰を見込んだ補正である特別補正費、週休2日対応費、ZEB化費用を決算単価に上乗せして提案する。</p> <p>また、改修単価については、学校の校舎は、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすること、また、その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和6年度までの東京都標準建物予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案する。</p>	<p>投資的経費（建築工事）について、算定内容を見直す。</p>

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）</p>	<p>この点について、決算額を用いるのであれば、各施設の実際の供用年数も考慮すべきと考える。事実、区の調査結果を確認すると、省令の耐用年数を超過して供用している施設が多数存在しており、それらを踏まえた単価設定としなければ、過大な算定に成りかねない。</p> <p>以上より、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべきと考える。</p> <p>次に、規模については「概ね充足している」として、提案が見送られている。しかし、充足率が100%を大きく超過している施設等があること、使用している調査結果について過大、過少な規模を持つ施設が含まれていること等を踏まえ、再度検証をすべきと考える。</p> <p>その他にも、年度事業量や元利償還金、低地係数等、様々な観点から検証が必要と考えているが、区側修正案は、これらの都側意見を踏まえ、適切に検証した結果が反映されており、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>なお、ZEB化費用について、各区の実施状況を確認したところ「現時点の実績としてZEB化を普遍的に実施しているという状況ではない」ということであったが、都としても「ゼロエミッション東京」を実現するためには、脱炭素関係施策に関する都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。そのため、ZEB化費用について、新たに算定することで整理をしたが、今回は現時点における取組状況ではなく、各区の計画等を踏まえた将来的な需要見込みを前提に算定するものであることから、今後、実際の取組状況が明らかになった段階で、経費設定方法について改めて検証が必要になるものと考えている。</p>	<p>併せて、改築及び改修単価については、東京都標準建物予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。</p> <p>施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、本経費の適切な算定は重要であると考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。</p> <p>都側から、現行モデルを改良する形で議論することについて提案があった。繰り返しになるが、区側としては、各区の決算を基礎とした単価による見直しが、妥当な設定であると考えている。また、経費のばらつきについて発言があったが、経費が計上されている以上、金額の多寡に関わらず、財調に反映すべき特別区の実態であり、積算の基礎とするのは当然と考えている。</p> <p>一方、現行の建築工事単価は特別区の実態と大幅な乖離が生じており、見直しが急務となっている。</p> <p>都区双方で見直しの必要性を認識しており、議論を円滑に進める観点から、次回以降、現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はない。</p> <p>都側から、「単価については、現行の単価モデルを改良して見直すべきとの観点から記載をしている」との発言があった。都区財政調整制度が都と特別区の間のみ適用される制度であることから、特別区の実態を踏まえるべきという考えに変更はない。</p> <p>一方、現行モデルの検証は、前回見直し時からの状況の変化等により、現行モデルに追加できる要素等も併せて検証する余地がある。このことから、「現行モデルを改良して見直すべき」との都側の主張も一定程度理解ができるため、その指摘を踏まえ、改めて検証を行った。</p>	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）</p>		<p>その結果、決算単価と比較した新たなモデル単価は、その他施設については、概ね妥当な水準であることが確認できた一方、校舎については、依然として乖離が生じており、決算単価を用いるべきとの見解に変更はない。しかし、新たにZEB化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価の乖離もある程度改善できることから、都側の意見も一定程度理解ができるものと考えている。そこで、都側の意見を踏まえ、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した単価について、改良モデル単価として設定した。</p> <p>また、標準事業規模については、費目ごと・施設ごとに検証し、概ね充足しているとして据え置いていたが、都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定した。その他、年度事業量や元利償還金、低地係数等についても改めて検証を行い、必要に応じて再設定を行った。</p>	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）</p>		<p>ZEB化の実態については、現時点では限られた施設のみが実施しているという状況である一方で、各区はゼロカーボンシティ宣言を行うなど、ZEB化を含めた環境施策を推進していくこととしており、将来的には普遍的になるものと考えている。よって、都側の「今後、実際の取組状況が明らかになった段階で、改めて検証が必要になるもの」という点については、区側も同様の認識である。</p> <p>脱炭素関係施策については、都区の信頼関係のもと、緊密な協働と連携が必要であり、今回の合意はそれに寄与するものと考えている。これにより、「ゼロエミッション東京」の実現にも資するという認識である。</p> <p>今回の協議では、平成25年度財調協議以来となる投資的経費の見直しについて、資材費高騰等の社会経済状況及び、特別区全体における公共施設の整備方針等を踏まえ、財調算定にどのように反映させるかがポイントとなった。それらの課題について、一定程度反映でき、協議をまとめることができたのは、大きな成果であると考えている。</p> <p>ZEB化費用等の後年度における課題や、状況の変化等があった場合は、改めて協議していく必要があると考えているので、よろしく願います。</p>	
5	<p>労務単価上昇への対応経費</p>	<p>現在財調算定されている委託料については、公共工事設計労務単価が直接影響するものだけでなく、窓口委託や業務補助委託、システム保守等、様々な経費が含まれている。そのため、委託料については、特定の経費を除き、特別区人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎年、財調算定されていると認識している。</p> <p>事実、今回の提案で区が示した「厚生労働省毎月勤労統計調査（調査産業計の給与）」の指数と、委託料にかかる財調上の物騰率の指数を比較しても、大きな差はない。</p> <p>また、区側提案は、現在財調算定されている委託料全額に対し、労務単価上昇を踏まえた加算を行うのみで、労務単価上昇が与える財調上の影響について、詳細に分析できておらず、現時点で見直しの必要性を判断することはできない。</p>	<p>「厚生労働省毎月勤労統計調査」によると、労務単価の上昇が見られ、特別区の行財政運営にも影響を与えている。都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要があることから、委託料について、通常之物騰率の適用に加え、労務単価の上昇を踏まえた一定の加算を行うことを求める。</p> <p>具体的には、「厚生労働省毎月勤労統計調査（調査産業計の給与）」と通常之物騰率における指数の差を臨時的に加算する。</p> <p>近年の労務単価の上昇は、特別区の行財政運営にも影響を与えている。区側としては、財調上の経費においても、一定の対策を講じる必要があるという考えに変わりはない。しかしながら、今回の協議で都区双方の見解を一致させることは困難であること、次年度以降、様々な視点から、より合理的な算定手法等について検証し、見直しに向けて検討していくことを踏まえ、協議が整わなかった項目として整理する。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	特別交付金	<p>特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金である。</p> <p>近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。</p> <p>次に、算定の透明性・公平性の向上について、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定している。</p> <p>また、特別交付金の算定ルールについては、都区で議論を積み重ね合意したものであり、その内容について問題はないと考える。</p> <p>なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>「特別交付金の割合の引き下げ」について、法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は先行きが依然として不透明な状況であることを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げることを求める。</p> <p>次に、「算定の透明性・公平性の向上」について、区側が認識していないルールの明確化等を始めとした見直しを求める。</p> <p>具体的に、算定除外経費については、令和3年度財調協議において、除外の範囲を明確かつ限定的にするとして、「ランニング経費」のうち「各種システムの維持管理経費」及び「食糧費」のうち「会議用食糧費」の2点を都区で合意し、都からの申請依頼通知に明記したものであり、「ランニング経費」を理由に除外することを合意したという認識はない。</p> <p>都区で合意していない「ランニング経費」を理由に除外することは、区側が認識していないルールと言わざるを得ないため、都区で確認したルールに則って適切に対応していただくようお願いする。</p> <p>また、都区で確認したルール以外で運用がなされないよう、財調協議により、都区合意の上、改正を行っていく必要があると考える。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>算定項目「C-イ」に係る精算基準の見直しについて、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>また、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に算定ルールについて議論を行う。</p>

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	特別交付金 (つづき)	<p>次に、算定項目「C-イ」に係る精算基準の見直しについて、区側提案は、事業終了年度の財調単価をもとに精算するものであるが、精算するならば、都としては、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算するという考えである。</p> <p>「C-イ」の算出方法は、算定ルールにおいて、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額としており、これは、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものである。</p> <p>こうした算定ルールを都区で合意している以上、精算時に財調単価の上昇を反映するのであれば、同様に下降時にも反映しなくてはならないと考える。</p> <p>そのため、複数年度にわたる事業については、年度間の調整を図る観点から、事業終了年度の財調単価のみではなく、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算することが妥当と考える。</p> <p>最後に、算定ルールについて、都区で議論を行うことに異論はない。</p>	<p>次に、算定項目「C-イ」に係る精算基準の見直しについてである。</p> <p>算定項目「C-イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」のうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものは、実績額による算定の場合にのみ精算されることとなっており、財調単価による算定の場合には、実施されていない。</p> <p>昨今、各区において、建築資材の高騰等に伴い当初より工事費が増加する案件が発生していることから、工事費増に係る部分について、実績額による算定と同様に財調単価による算定の場合でも対応していく必要があると考える。</p> <p>そこで、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを提案する。</p> <p>最後に、都区間の財源配分に関する事項の協議の結果、来年度から特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要と考えるため、次年度に向け、前向きな議論をお願いする。</p>	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>(調整税に係る過誤納還付金の取扱い)</p>	<p>過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられており、平成21年度は約759億円、平成21年度以降の累計額は約3,300億円になることから、国への提案要求を行っている。</p> <p>都としては、是非とも区側の理解をいただいて、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたい。</p>	<p>過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。</p> <p>このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。</p>	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	都市計画交付金		<p>都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。</p> <p>近年、都市計画税は、増収が続いており、平成29年度から令和5年度にかけて約482億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。</p> <p>さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にある。</p> <p>今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれる。</p> <p>区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。</p> <p>また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めているが、応じていただけていない。都市計画税の適正な配分を検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求める。</p> <p>平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要であるため、前向きな議論をお願いします。</p>	

4 財源を踏まえた対応

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源を踏まえた対応	<p>現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎える中、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案である。</p> <p>「令和6年度再調整」の協議でも申し上げたが、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられる。</p> <p>また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築経費が存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論はない。</p> <p>なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっている。</p> <p>このため、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で臨時的に算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。</p>	<p>都側より改めて令和7年度財源見通しが示されたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことだった。</p> <p>今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができおらず、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えている。</p> <p>一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっている。</p> <p>そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。</p>	<p>公共施設改築工事費の臨時的算定について整理する。</p>

令和6年度都区財政調整（再調整）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	6年度の対応	<p>区側から提案があった公共施設LED灯切替事業費ほか、学校給食費保護者負担軽減事業費、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費など計14項目について、算定すべきと考える。</p>	<p>都側から、再調整項目として、義務教育施設の新増築等に係る経費の算定と、公共施設の改築需要に係る経費について、提案があった。</p> <p>区側としては、義務教育施設の新増築等に係る経費については、項目として理解したが、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>また、その他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきである。</p> <p>具体的には、公共施設LED灯切替事業費、児童手当給付事業費、児童扶養手当給付事業費、子ども医療費助成事業費、高校生等医療費助成事業費、私立保育所施設型給付費等、国民健康保険事業助成費（出産育児一時金）、予防接種費（BCG）、予防接種費（新型コロナウイルス）、予防接種助成事業費（男性HPV）、予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費、労働単価上昇への対応経費、標準給単価等の見直し、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し、投資的経費の見直しの計19項目の算定を求める。</p> <p>今回示された都側提案を見ると、区側から提案した項目について、一部盛り込まれていないが、いずれの項目も区の考え方とは一致するものとなっている。</p> <p>また、都側から提案があった、義務教育施設の新築・増築等に要する経費の算定についてだが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>令和6年度の普通交付金の財源状況を踏まえて確認したところ、都案は、区間配分への影響を一定程度考慮したものとなっている。</p> <p>以上の点を踏まえ、令和6年度再調整については都側提案に沿って整理したいと考える。</p>	<p>公共施設LED灯切替事業費、児童手当給付事業費、私立保育所施設型給付費等、国民健康保険事業助成費（出産育児一時金）、予防接種費（BCG）、予防接種助成事業費（男性HPV）、予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）、予防接種費（新型コロナウイルス）、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費、標準給等の見直し、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費、義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外の14項目について整理する。</p>